

## 令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 藤沢市

### 1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	84.1%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	79.8%
全職員	72.1%

### 2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

\* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

#### (1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
部長級	102.1%
所長級	87.4%
課長級	96.8%
課長補佐級	92.3%
主査・上級主査級	91.6%

#### (2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	86.3%
31～35年	88.0%
26～30年	86.9%
21～25年	86.8%
16～20年	89.0%
11～15年	89.5%
6～10年	90.0%
1～5年	79.6%

## 【説明欄】

・一部の職員（会計年度任用職員及び任期付短時間勤務職員、再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員、年度途中の採用・退職をした職員）については、職員の勤務時間、勤務期間に応じて、平均給与額の計算のもととなる職員数を換算しています。

（例）通常の勤務時間（週 38 時間 45 分）の半分の勤務時間の職員がいた場合、人数を 0.5 人、10月1日採用の職員（年度末まで勤務）がいた場合も人数を 0.5 人と換算しています。

●男女の給与差異が生じる要因としては、次の内容等が考えられます。

・他の職種に比べて給与水準の高い医師において、職員に占める男性の割合が 68.6%であること

・管理職職員に占める男性の割合が 76.4%、扶養手当受給者に占める男性の割合が 83.6%であること

・相対的に給与水準に低い会計年度任用職員のうち、88.4%が女性であること

\* 勤続年数は、採用年度を勤続年数 1 年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。